

堺市公報 第174号	令和3年6月18日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 2

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定について
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 2

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 3

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 4

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援の事業の廃止について
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 4

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援の事業の廃止について
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】 5

<公告>

○農用地利用集積計画
【産業振興局農政部農地課】 5

○建築基準法第75条の2第4項において準用する同法第73条第2項の規定に基づく公告
【建築都市局開発調整部建築安全課】 14

○都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 14

告 示

堺市告示第228号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年6月18日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
一般社団法人 Keep Smiling	居宅介護	セカンド三国ヶ丘	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町二丁47番地 DWELL三国101号室	令和3年6月1日
一般社団法人 Keep Smiling	重度訪問介護	セカンド三国ヶ丘	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町二丁47番地 DWELL三国101号室	令和3年6月1日
一般社団法人 あっと	居宅介護	あっと・はなむすび	大阪府堺市西区鳳中町二丁23番地118 ファミール朝田A館1階101	令和3年6月1日
一般社団法人 あっと	重度訪問介護	あっと・はなむすび	大阪府堺市西区鳳中町二丁23番地118 ファミール朝田A館1階101	令和3年6月1日
株式会社 ハッピー	就労継続支援（B型）	ハッピー作業所	大阪府堺市北区長曾根町1679番地2-B	令和3年6月1日
株式会社 五大	就労継続支援（B型）	アトラス新金岡	大阪府堺市北区新金岡町五丁7番711号	令和3年6月1日

堺市告示第229号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和3年6月18日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
一般社団法人 Keep Smiling	地域移行支援	セカンド三国ヶ丘	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町二丁47番地 DWE L L 三国101号室	令和3年6月1日
一般社団法人 Keep Smiling	地域定着支援	セカンド三国ヶ丘	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町二丁47番地 DWE L L 三国101号室	令和3年6月1日

堺市告示第230号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和3年6月18日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
一般社団法人 Keep Smiling	計画相談支援	セカンド三国ヶ丘	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町二丁47番地 DWE L L 三国101号室	令和3年6月1日

堺市告示第231号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和3年6月18日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人 せかんど	居宅介護	特定非営利活動法人せかんど三国ヶ丘	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町二丁47 D WEL L 三国101	令和3年5月31日
特定非営利活動法人 せかんど	重度訪問介護	特定非営利活動法人せかんど三国ヶ丘	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町二丁47 D WEL L 三国101	令和3年5月31日

堺市告示第232号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、次のとおり指定一般相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により告示する。

令和3年6月18日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人 せかんど	地域移行支援	特定非営利活動法人せかんど三国ヶ丘	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町二丁47 D WEL L 三国101	令和3年5月31日

特定非営利活動法人 せかんど	地域定着支援	特定非営利活動法人せかんど三国ヶ丘	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町二丁47 D W E L L 三国101	令和3年5月31日
----------------	--------	-------------------	-----------------------------------	-----------

堺市告示第233号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和3年6月18日

堺市長 永藤英機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 a n d	計画相談支援	あんど相談センター	大阪府堺市中区新家町528番地1 美爽健ビル1	令和3年5月24日
特定非営利活動法人 せかんど	計画相談支援	特定非営利活動法人せかんど三国ヶ丘	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町二丁47 D W E L L 三国101	令和3年5月31日

公 告

堺市公告第342号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年6月18日

堺市長 永藤英機

令和3年度 第3号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和3年6月3日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)			利用権を設定する者(貸手)			設定する利用権							
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方 法
堺市南区小代509番地3	山本 恵司	南区榑尾	3330-1	畑	734	堺市南区榑尾3115番地	山本 龍嗣 山本 由美	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年7月1日	令和8年6月30日	-	-
堺市南区庭代1丁22番8号	出口 幸雄	南区美木多上	341-1	田	433	堺市南区美木多上648番地2	城 憲典	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年8月1日	令和6年7月31日	-	-
堺市中区深井水池町2859番地6	谷川 幸司	中区胸器北	22	畑	852	堺市中区其山325番地	樋上 清藏	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年9月1日	令和6年8月31日	-	-
堺市北区金岡町2728番地3	芝野 裕晃	北区金岡町 北区金岡町	2753 2754-1	田 田	571 573	堺市北区新堀町2丁33番地	中森 克英 中森 輝代	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年9月1日	令和6年8月31日	-	-
堺市美原区多治井383番地	山本 國枝	美原区多治井 美原区多治井	82 83	田 田	895 1,034	堺市美原区多治井748番地	山本 守男	使用貸借による 権利	田として 利用	令和3年7月1日	令和8年6月30日	-	-
堺市北区長曾根町589番地	今野 正章	北区金岡町	2700	田	1,233	堺市北区北長尾町6丁3番8号	藪内 裕史	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年7月1日	令和6年6月30日	-	-

1. 利用権設定を筆明組(農地中間管理事業分)

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)					設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法	
大阪府中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	中区陶器北	2257	田	364	堺市北区百舌島西之町2丁152番地	山本 孝	使用貸借による 農地中間管理事業 共通事項	田として 利用	令和3年7月1日	令和8年6月30日	-	-	
堺市中区小阪587番地	藤原 武平					大阪府みどり公社								
大阪府中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	中区陶器北	2268	田	1,788	堺市中区陶器北1189番地	岩崎 貞夫	使用貸借による 農地中間管理事業 共通事項	田として 利用	令和3年7月1日	令和8年6月30日	-	-	
堺市中区小阪587番地	藤原 武平					大阪府みどり公社								
大阪府中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	中区上之	2013	田	1,046	堺市中区上之1102番地1	大野木 孝雄	使用貸借による 農地中間管理事業 共通事項	田として 利用	令和3年7月1日	令和8年6月30日	-	-	
堺市中区上之1312番地	中西 健次					大阪府みどり公社								

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

農地中間管理事業

2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

(3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

(5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備 考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考
賦課金、水利費	賦課金、水利費とも地権者が負担する	—

3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

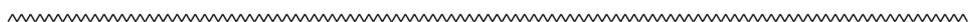
この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
賦課金、水利費	賦課金、水利費とも地権者が負担する	—



堺市公告第343号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定に基づき建築協定加入書の提出があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告するとともに、同条第3項の規定により、次の建築協定に係る建築協定書を縦覧に供する。

令和3年6月18日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 建築協定の名称 堺市南区新檜尾台1丁全区建築協定
- 2 加入地番 堺市南区新檜尾台1丁17番8
- 3 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市役所高層館13階
建築都市局開発調整部建築安全課

堺市公告第344号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月18日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市中区福田547番1、547番9、548番2、548番3、548番5及び548番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区外神田二丁目2番15号
ウエルシア薬局株式会社

代表取締役 松本 忠久